





# 安全作業手順書【名二環(追越・走行)車線規制】3/4



見取り基準をした危険性の評価			
重大性(B)	○ 軽微	△ 重大	× 極めて重大
可能性(A)	(不休と休業3日以内)	(休業4日以上)	(死亡・障害が残る)
○ ほとんど起こらない (5年に1回程度)	○○ (極めて小さい)	△△ (かなり小さい)	×× (中程度)
△ たまに起こる (1年に1回程度)	△○ (かなり小さい)	△△ (中程度)	△× (かなり大きい)
× かなり起こる (6ヶ月に1回程度)	×○ (中程度)	×△ (かなり大きい)	×× (極めて重大)

危険性又は、有害性の評価と危険度の判定基準例			
危険性の見積り	危険性の評価	危険度	判定
××	極めて重大	5	即座に対策が必要
×△、△×	かなり大きい	4	根本的対策が必要
×○、△△、○×	中程度	3	何らかの対策が必要
△○、○△	かなり小さい	2	現時点では必要なし (様子を見る)
○○	極めて小さい	1	対策の必要なし

作成日・ 改正日	2025/4/10 (前回改正:2025/4/1)	現場名	名古屋第二環状自動車道 (名古屋IC～飛島北IC,有松IC～上社JCT)
機器工具・ 車両	規制車両、標識車	保護具	ヘルメット、安全チョッキ、安全くつ ゴム手袋(グリップの効くもの)

作業区分	作業手順・作業内容	急所	危険ポイント			リスクの見積り			安全対策(危険度2以下へ)			リスクの再見積り		
			(～なので～になる)			(A)	(B)	リスク	(私達はどうする)			(A)	(B)	リスク
本作業	交通監視・ 交通誘導	①走行車両から見える配置位置で ②十分な監視が行える場所から離れた位置で ③緊急退避場所(逃げ場)の確認を行い ④昼間の場合は黄旗、夜間の場合は赤色誘導灯を使用	規制外からの視認が確保されず、 走行車両と監視員との接触を起こす	△	×	4	走行車両からの視認性を確認できれば、 権力走行車線側から離れた場所での監視を行う。 また、緊急時の非難・退避場所の確認を行う。	△	○	2				
	撤去開始連絡	名古屋保全サービス・センターに撤去開始連絡を行う	場所、規制番号を明確に	/	/	/	/	/	/	/				
	ラバコン撤去	①撤去前現地打ち合わせ ②監視員兼補助者を指名しヘルメットバンドにより明示する	①供用車線とは反対方向にラバコンを振る。 ②作業員全員で確認する	①供用車線方向にラバコンを振り車に接触し事故になる ②段取り不足により、監視員不在のまま作業し事故になる	○	×	3	供用車線とは反対側ヘラバコンを振り(持ち上げ)補助員 へ受け渡す。	○	×	3			
	延伸車使用	延伸車使用し、基本4人1パーティにてラバコンを撤去する (運転手、ラバコン撤去員、ラバコン補助業務、上流監視員) ラバコン回収は、走行車線の反対側から受渡すが、やむを得ず 作業方法を変更する場合は、一旦作業を中断し、作業員全員 で打ち合わせ後、作業を再開する。	必ず、パーティひとりひとり決められた役割をしっかりと行い	各自の役割の認識不足により思わぬ事故になる	○	×	3	KV活動時に作業員全員で周知確認する	○	○	1			
	路肩狭小部	基本3名にて人力にて撤去する。 (ラバコン撤去員2名、上流監視員1名)	監視員は上流側を注視する ①規制材車を後退させながら	一般車が規制内に進入し規制員と接触する ・規制材を跳ねて一般車に接触する ・セーフティーバー未設置により、後退時先端監視員をは ねてしまう ・規制内の停止車両と衝突する	○	×	3	作業時は必ず監視員を配置し、常に一般車に注意して作 業を行う。緊急時はトランクスダー警笛を鳴らし退避する。 ・サイドミラーで目視確認及び荷台上から監視をしなが ら後退する。 ・セーフティーバーを必ず設置する(先端監視員はセーフ ティーバーの上流側十分な離隔距離をとった位置に配置) ・規制内で車両を確認した場合、その場で一旦停止して安 全を確認する。徐行にて後進して上流監視員の合図で停 止する。	○	○	1			
		ラバーコーン及びび光っこ等の付属物を回収・撤去する	②上流監視員を配置して	後方の走行車両に気づかず追突・接触される	△	×	4	作業時は必ず一人監視員を配置し 周囲に注意して作業を行う	△	○	2			
			③ラバコンは両手で持って	ラバコンが手から滑り落ち本線に落下して思わぬ事故にな る	△	△	3	ラバコンは両手でしっかり持って受け渡す	○	○	1			
			④撤去中に一旦停止後、再出発する際にラバコンの回収を忘 れる	規制回収時、規制班全員で周囲を確認する	○	×	3	規制回収再開時、規制班全員で周囲を確認する	○	○	1			
		誤進入対策の看板設置等を撤去する	規制内に忘れ物が無いか確認して	/	/	/	/	/	/	/				
		工事内容看板及び規制解除案内看板を撤去する	規制内に忘れ物が無いか確認して	規制材の撤去時に手から滑らせ、 走行車両や他の構造物に接触させる	△	×	4	撤去時の規制材運搬は複数人で行う	△	○	2			
	テーパー解除	緩衝付き防護車両をテーパー先端に移動させる	規制内保安員は第2後備警戒車に連絡し テーパー設置作業時と同様の手順で	テーパー部に一般車が突っ込む	△	×	4	監視員は発炎筒で大きくわかりやすい合図を出す	○	○	1			
	【走行規制】	到着後助手は下車し、発炎筒にて仮テーパーを設置する(運転手 は防護車両の上流20mの位置にて一般車の追出し注意喚起を行 う)※5分もの発炎筒を使用	可搬標識車に矢印板、安全太郎、AVライト、指定方向等	/	/	/	/	/	/	/				
		規制材を撤去し、車両に積込む	積荷の飛散防止措置を施した後	規制材の撤去時に手から滑らせ、 走行車両や他の構造物に接触させる	△	×	4	撤去時の規制材運搬は複数人で行う	△	○	2			
		後尾警戒車と共に現場を離脱する	積荷の飛散防止措置を施した後	/	/	/	/	/	/	/				
		発炎筒の消化確認をする	回送時第一後尾警戒車両にて確認する	確認作業を怠り火事になる	△	×	4	必ず消化したことを確認して	○	○	1			
		名古屋保全サービス・センターに二車線確保の連絡を行う	現場を安全に離脱できたことを確認したのち	/	/	/	/	/	/	/				
	テーパー解除	緩衝付き防護車両をテーパー先端に移動させる	規制内保安員は第2後備警戒車に連絡し テーパー設置作業時と同様の手順で	テーパー部に一般車が突っ込む	△	×	4	監視員は発炎筒で大きくわかりやすい合図を出す	○	○	1			
	【追越規制】	到着後助手は下車し、発炎筒にて仮テーパーを設置する(運転手 は防護車両の上流20mの位置にて一般車の追出し注意喚起を行 う)※5分もの発炎筒を使用	可搬標識車に矢印板、安全太郎、AVライト、指定方向等	規制材の撤去時に手から滑らせ、 走行車両や他の構造物に接触させる	△	×	4	撤去時の規制材運搬は複数人で行う	△	○	2			
		規制材を撤去し、車両に積込む	積荷の飛散防止措置を施した後	/	/	/	/	/	/	/				
		後尾警戒車と共に現場を離脱する	回送時第一後尾警戒車両にて確認する	確認作業を怠り火事になる	△	×	4	必ず消化したことを確認して	○	○	1			
		発炎筒の消化確認をする	現場を安全に離脱できたことを確認したのち	/	/	/	/	/	/	/				
		名古屋保全サービス・センターに二車線確保の連絡を行う	現場を安全に離脱できたことを確認したのち	/	/	/	/	/	/	/				

# 安全作業手順書【名二環(追越・走行)車線規制】 4/4



		見積り基準をした危険性の評価			
		重大性(B)	○ 軽微 (不休と休業3日以内)	△ 重大 (休業4日以上)	× 極めて重大 (死亡・障害が残る)
可能性(A)	○ ほとんど起こらない (5年に1回程度)	○○ (極めて小さい)	○△ (かなり小さい)	○× (中程度)	
	△ たまに起こる (1年に1回程度)	△○ (かなり小さい)	△△ (中程度)	△× (かなり大きい)	
		× かなり起こる (6ヶ月に1回程度)	×○ (中程度)	×△ (かなり大きい)	×× (極めて重大)

危険性又は、有害性の評価と危険度の判定基準例			
危険性の見積り	危険性の評価	危険度	判定
××	極めて重大	5	即座に対策が必要
×△、△×	かなり大きい	4	根本的対策が必要
×○、△△、○×	中程度	3	何らかの対策が必要
△○、○△	かなり小さい	2	現時点では必要なし <small>(軽予見事案)</small>
○○	極めて小さい	1	対策の必要なし

作成日・ 改正日	2025/4/10 (前回改正: 2025/4/1)	現場名	名古屋第二環状自動車道 (名古屋IC～飛鳥北IC,有松IC～上社JCT)
機器工具 ・車両	規制車両、標識車	保護具	ヘルメット、安全チョッキ、安全くつ ゴム手袋(グリップの効くもの)

作業区分		作業手順・作業内容	急所	危険ポイント			リスクの見積り			安全対策(危険度2以下へ)			リスクの再見積り		
				(~なので~になる)			(A)	(B)	リスク	(私達はどうする)			(A)	(B)	リスク
本作業	規制材撤去	予告標識(規制から遠い標識)から順次撤去する 荷台の整理及び回送時飛散防止対策を行う 忘れ物、工事作業時の部材等が無いか場内の確認を行う	①規制材運搬車は次のインターで反転して ②標識車と共に 上流監視員を配置して 周囲の状況に十分注意して	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	規制解除連絡	名古屋保全サービス・センターに規制解除連絡を行う	規制材撤去完了後	後方の走行車両に気づかず追突・接触される	△	×	4	作業時は必ず監視員を配置し周囲に注意して作業を行う	△	○	2	明るさを確保しながら必ず場内確認を行ってから離脱する	○	○	1
	基地帰着 及び 駐車	25.車両回送手順書に則る													
	後処理	運転日報・車両使用日報を作成する	責任者への報告・確認も忘れずに	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

規制全般	共通	①規制に係るものは危険を感じたとき、笛を吹くこと	車の動向に注意を払いながら作業して	車の接近に対して注意を怠り、車の接近に気づくのが遅れて事故になる	○	×	3	車の動向から目を離さないで常に注意を払う	○	○	1
		②上流監視員は常に笛をくわえて、危険を感じたときは遅滞なく笛を吹くこと(車両のクラクション等の活用)	専任の上流監視員だという意識を持ち、常に車の動向に注意して (※上流監視員の業務とは上流監視とラバコン補助業務を兼ねる)								
		③上流監視員は、作業の打合せ(KY)で危険時の合図を確認する。(長いビーの合図で車両は緊急停止する)	作業員全員で緊急停止合図を確認する								
		④運転手は、窓を開け笛の音が確認できるようにすること	危険措置が講じられる体制を準備しておく								
		⑤落下防止対策装置による安全対策を実施することを、作業員全員で確認する。	落下防止対策装置の装備しているか、また、落下防止対策装置を設置しても作業員が落下しないことも確認する								

特記	パワーゲートを使用する荷台積み下ろし	パワーゲートを使い荷台にバルーン等を積み下ろし作業をする時は、積載物の落下またはゲート昇降による手の挟まれ、スライドバーの延伸による足挟まれに注意すること	①パワーゲートを昇降させるときは必ず声を掛け合図を行い、手・足が挟まれないことを確認し安全を確保してから昇降させる。 ②バルーン等のタイヤロックを外す時は、必ず声を掛け合図を行い、保持を確認して安全を確保してからロックを外すこと	声掛け合図を怠り、積載物またはゲートに手足をはさまれて怪我をする	○	×	3	パワーゲートを使用する際は必ず2人以上で作業をし、ゲートの昇降をする場合は声を掛け合い挟まれないように安全を確保してから昇降させる。	○	○	1
	台車を使用する場合	台車を使いラバコン等の設置・撤去作業を行う時は、台車の逸走による車両等への接触に注意すること	台車は自動ストッパー機能付とする	台車から離れた瞬間に台車が逸走し走行車両と接触する	△	△	3	使用しない時は裏向きにし、Gr外側など走行車両から遠い位置に仮置き。強風の場合はウェットを置く。	○	○	1